

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成20年5月15日(2008.5.15)

【公開番号】特開2004-74779(P2004-74779A)

【公開日】平成16年3月11日(2004.3.11)

【年通号数】公開・登録公報2004-010

【出願番号】特願2003-173115(P2003-173115)

【国際特許分類】

B 3 2 B 15/09 (2006.01)

B 2 9 C 65/02 (2006.01)

B 2 9 L 9/00 (2006.01)

【F I】

B 3 2 B 15/08 104

B 2 9 C 65/02

B 2 9 L 9:00

【手続補正書】

【提出日】平成20年4月1日(2008.4.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

金属板の片面に融点180℃以上の結晶性ポリエステルを主体とする樹脂膜(A)を被覆しもう一方の面に融点180℃以上の結晶性ポリエステルよりなる樹脂膜(B)を被覆された樹脂被覆金属板の製造方法であって、

樹脂膜(A)はポリトリメチレンテレフタレートを主体とするポリエステルとオレフィン系ポリマーが70:30~100:0(重量%)よりなるものであり、

樹脂膜(B)はポリトリメチレンテレフタレートを主体とするポリエステルよりなるものであり、

Tダイを用いて両端部にオレフィン系ポリマーが合流された状態で得た溶融樹脂膜を冷却固化後に両端部を切断除去して樹脂膜(A)と樹脂膜(B)を得る工程と、

樹脂膜(A)および樹脂膜(B)を加熱された金属板にラミネートする工程よりなることを特徴とする樹脂被覆金属板の製造方法。

【請求項2】

請求項1記載の樹脂膜(A)の両端部と中央部で使用するオレフィン系ポリマーおよび樹脂膜(B)の両端部で使用するオレフィン系ポリマーが同一であることを特徴とするポリエステル系フィルム被覆金属板の製造方法。